

令和2年12月11日

大阪市動物愛護推進員 各位

大阪市動物愛護推進会議事務局
(大阪市健康局健康推進部生活衛生課)

令和2年度 大阪市動物愛護推進員研修会について

初冬の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申しあげます。
平素は、本市動物愛護管理行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標題について、動物愛護推進員の活動に必要な知識向上のため、毎年、大阪府動物愛護推進員研修会と合同で開催しておりましたが、今年度の研修につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、資料配布をもって研修に代えさせていただきます。

皆様におかれましては、御理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正について

「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正施行に伴い、規定を整備するとともに、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として、動物の命を尊重するための施策を策定し、実施することを本市の責務とし、動物の飼養等ができなくなったときの当該動物の飼養者が講ずべき措置を飼養者の努力義務として定め、令和2年6月1日に施行しました。

- ・ 資料1：大阪市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

2 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みについて

本市では、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成するため、令和元年度の健康局運営方針として重点的に取り組む主な経営課題に、犬猫の殺処分数を前年度比 25%削減することを掲げています。

令和元年度の犬猫の殺処分数は 524 匹となり、平成 30 年度の 772 匹から 32.1%の削減となりました。

(参考) 大阪市 HP「令和元年度 健康局運営方針」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000505448.html>

- 令和元年度犬猫の収容及び処分の内訳

		収容数		返還数	譲渡数	殺処分数		
		所有者判明	所有者不明			分類①	分類②	分類③
犬	成犬	33	41	7	63	0	0	2
	哺乳	0	2	0	0	0	0	2
猫	成猫	103	266	8	148	93	0	120
	哺乳	2	462	0	157	50	189	68

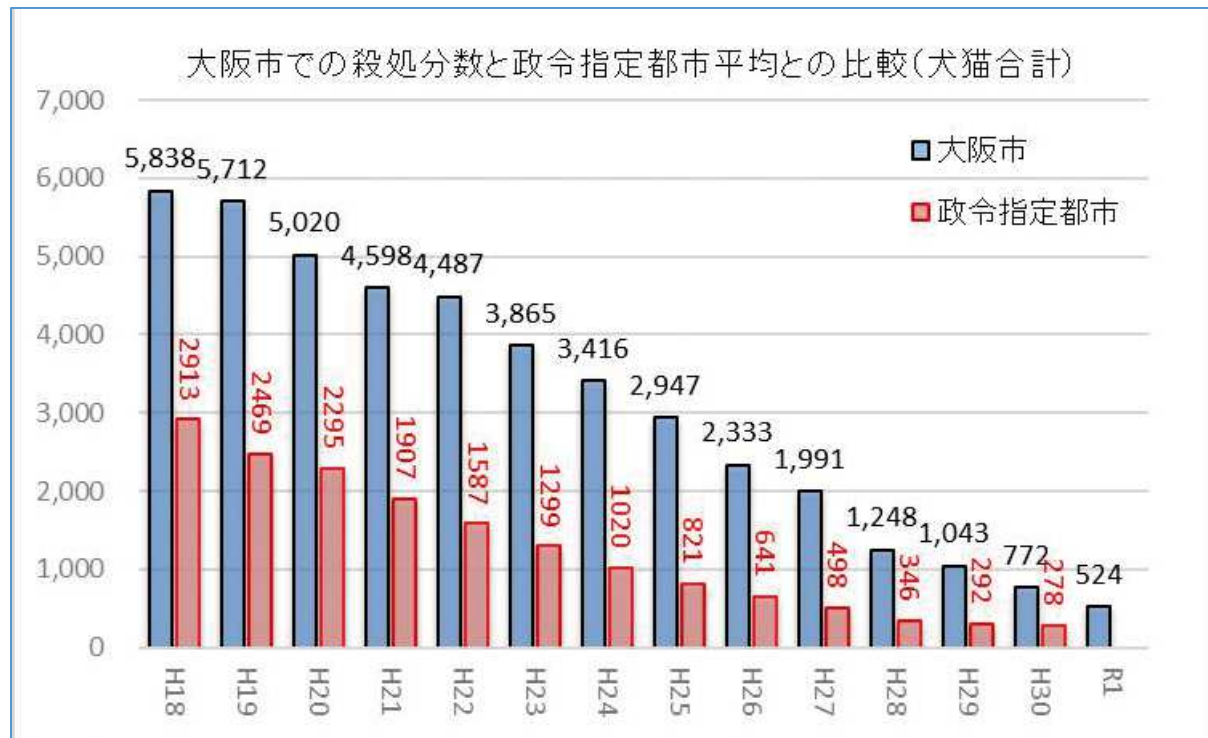
分類①：譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)

分類②：①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

分類③：引取り後の死亡

- 令和元年度「所有者不明猫適正管理推進事業」実施結果

実施年度	指定地域	実施匹数		
		雄	雌	合計
令和元年度	155	355	408	763



3 「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」の改訂及び「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」の策定について

令和2年3月18日に、「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」が改訂され、「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」が策定されましたので、お知らせいたします。

また、環境省が災害時のペットとの同行避難に関するチラシを作成し、環境省 HP (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html) において公開しております。

- ・ 資料2：大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン
- ・ 資料3：大阪府災害時動物救護活動マニュアル
- ・ 資料4：災害時のペットとの同行避難に関するチラシ（環境省）

4 「大阪府動物愛護管理推進計画」の改定について

令和2年4月30日に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正され、計画の改訂が予定されています。

- ・ 資料5：「大阪府動物愛護管理推進計画」改定案
- ・ 大阪府における令和元年度犬猫の収容及び処分の内訳

		収容数		返還数	譲渡数	殺処分数		
		所有者あり	所有者不明			分類①	分類②	分類③
犬	成犬	52	102	42	96	16	4	3
	子犬	6	5	0	12	0	0	0
猫	成猫	56	82	0	21	92	2	25
	子猫	15	413	0	82	63	244	39

分類①：譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)

分類②：①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

分類③：引取り後の死亡